

第36号議案

工事請負契約の変更について

そびあしんぐう外壁等改修工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものとする。

令和8年3月3日提出

新宮町長 桐島光昭

記

- 1 契約金額 **【変更後】** 184,093,800円
(内消費税及び地方消費税額 16,735,800円)
【変更前】 177,208,900円
(内消費税及び地方消費税額 16,109,900円)
- 2 契約の方法 随意契約

理由

そびあしんぐう外壁等改修工事に係る工事請負契約について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年新宮町条例第4号)第2条の規定により町議会の議決を求めるものである。

(参考資料)

(1) 変更理由

外壁補修について、外壁タイルの不良箇所を既製の類似品による張替えで対応する予定でしたが、契約締結後に実施した材料選定の結果、既製品では現状のタイルと同等の色彩及び風合いを再現することが困難であることが判明したため、特注品による施工に変更するために工事費を増額するものです。

(2) 契約の概要

契約の相手方

新宮町大字原上 1 7 9 3 番地 1

株式会社立花建設

代表取締役 岩隈 仁